

日本子ども虐待防止学会 日本財団スポンサードセッション

子どもの最善の利益を 保障するために 司法が果たす役割とは

～イギリスの児童福祉における司法関与から学ぶ～

2017.12.3 日

12:30～15:00

幕張メッセ 国際会議場 コンベンションホール 第1 B会場

主催：日本財団

基調講演：ニック・クリクトン
(ルーモス常務理事、元イギリス家庭裁判所判事)



座長：高橋 恵里子 日本財団 福祉特別事業チームリーダー

パネリスト：増沢 高 子どもの虹情報研修センター 研修部長

藤林 武史 福岡市こども総合相談センター 所長

棚村 政行 早稲田大学法学部教授

中村 みどり CVV副代表 ※このセッションには日英同時通訳がつきます

今年6月に成立した改正児童福祉法においては、家庭裁判所による都道府県への保護者指導の勧告や、一時保護審査の導入など、児童の保護についての司法関与を強化する内容が盛り込まれました。また、8月に厚生労働省から発表された「新しい社会的養育ビジョン」でも、子どもの権利を守るための法律家と協同したリーガルソーシャルワークや、子どもも含めた意思決定の重要性が提唱されています。そこで日本より児童福祉において司法関与が大きいイギリスから、ニック・クリクトン元判事/弁護士を招聘し、イギリスでは1989年の児童法の成立で子どもと裁判所の関わりがどのように変わったか、また子どもの声を代弁する制度がどのように機能しているかを学びます。

ニック・クリクトン

ニック・クリクトン氏は、弁護士として15年間活動した後、裁判官となり、2014年まで『インナー・ロンドン家庭裁判所』の判事を務めた。退官後、現在も副判事の地位にある。子どもの権利擁護に熱心に取り組み、『子どもの声委員会』(Voice of the Child sub-committee of the Family Justice Council)の座長を務めた他、『薬物・アルコール専門家庭裁判所』(Family Drug and Alcohol Court)の設立に貢献した。また『子ども保護制度検証委員会』(Professor Eileen Munro's team reviewing child protection procedures)の委員も務め、2011年のムンロー報告にも携わるなど、世界の国々で子どもの保護のための多くのプロジェクトに携わってきた。特にブルガリアでのプロジェクトに16年間にわたり携わった経験に基づいて、ファミリーソーシャルワークと家庭裁判所の連携の在り方を追求したモデル事業に取り組んでいる。現在、『ハリー・ポッター』の著者J. K. ローリングによって設立された非政府組織(NGO)『ルーモス』で理事を務めている。